

## ～加賀市から転出される方へ～

◆新しい住所に住み始めてから14日以内に、新住所で「転入届」の手続きをしてください◆

### 《転入届に必要なもの》

- ① 転出証明書  
(特例転出の方は個人番号カード・住民基本台帳カード)
- ② 届出人の本人確認書類(代理人が届出する場合は代理人のもの)
- ③ マイナンバーが記載された通知カード  
または個人番号カード(お持ちの方のみ)
- ④ 年金手帳(加入している方)
- ⑤ 委任状(代理人が届出する場合)
- ⑥ 認印
- ⑦ 外国人住民の方: 在留カード、特別永住者証明書

### ◎転出先等の変更があったとき◎

- ・転出先や転出予定日が変更になった場合  
⇒加賀市での変更手続きは不要です。  
新住所地で手続きをしてください。
- ・転出を取りやめる場合  
⇒転出証明書(お持ちの方)と本人確認書類を持参し、加賀市で転出取消の手続きをしてください。

対 象	加賀市での手続き	新住所地での手続き
印鑑登録	転出予定日で失効します。 印鑑登録証を返却してください。	必要な方は、印鑑登録の手続きをしてください。
個人番号カード 住民基本台帳カード	手続きは不要です。 (引き続き新住所地で個人番号カード・ 住民基本台帳カードを使用できます)	引き続き使用される方は、カードを持参し、 継続利用の手続きをしてください。
国民健康保険	保険証を返却してください。	加入の手続きをしてください。
国民年金	手続きは不要です。	住所変更等の手続きをしてください。
年金受給者	手続きは不要です。	支給機関(年金機構等)へ住所(振込先)変更 の手続きをしてください。
介護保険	保険証を返却してください。 (要介護認定を受けている方は、受給資格証 明書をお受け取りください)	加入の手続きをしてください。 (要介護認定を受けている方は、受給資格証 明書を持参してください)
後期高齢者医療保険	保険証を返却してください。 (県外転出の場合は、負担区分等証明書をお 受け取りください)	住所変更の手続きをしてください。 (県外転出の場合は、負担区分等証明書を持 参してください)
心身障害者 子ども ひとり親家庭 } 医療費 受給者	受給者証を返却してください。	新住所地にお問合せください。
児童手当	受給事由消滅届を提出してください。	住み始めた日から <b>15日以内</b> に手続きをして ください。 (保険証、通帳等を持参してください)
児童扶養手当 特別児童扶養手当	手続きをしてください。	手続きをしてください。
身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳	手続きは不要です。	手帳を持参し、手続きをしてください。
母子健康手帳	手続きは不要です。	手帳を持参し、健康診査や予防接種等につい てお問合せください。
小学生・中学生	学校から在学証明書・教科書給付証明書をお 受け取りください。	教育委員会にお問合せください。
原動機付自転車 (125cc以下)	廃車の手続きをしてください。	登録の手続きをしてください。
上・下水道	休止(廃止)の手続きをしてください。	開始の手続きをしてください。
犬の登録	手続きは不要です。	鑑札を持参し、登録してください。
市営住宅	建築課住宅係に世帯員異動届を提出し、新住所地の住民票を提出してください。また、市 営住宅を明け渡す場合は、手続きをしてください。	

※市区町村で取扱いや制度が異なる場合があります。お問合せ等は新住所地で行ってください。※